

寄託先美術館の登録の取消等があった  
特定美術品に係る新たな寄託に関する承認申請書

税務署  
受付印

令和\_\_年\_\_月\_\_日

\_\_\_\_\_  
税務署長

〒

申請者  
(寄託相続人)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(電話番号 \_\_\_\_\_)

租税特別措置法第70条の6の7第2項第5号に規定する寄託先美術館については、  
令和\_\_年\_\_月\_\_日に登録の抹消があり<sup>(注)</sup>、同日から1年以内に当該寄託先  
美術館の設置者に寄託していた特定美術品を新たな寄託先美術館の設置者に寄託する  
見込みです。ついては、同条第5項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施  
行令第40条の7の7第17項の規定により承認申請します。

1 被相続人等に関する事項

被相続人	住所	氏名
特定美術品を相続(遺贈)により取得した年月日		令和__年__月__日

2 特定美術品に関する事項

① 名称			
② 員数			
③ 種類 <sup>(注)</sup>	重要文化財 ・ 登録有形文化財		
④ 指定・登録年月日等	指定・登録年月日	__年__月__日	
	記号・登録番号		

(注) 1 ③欄は、いずれか該当するものを丸で囲んでください。  
2 ④欄には、文化財保護法第27条第1項の規定により重要文化財と指定された年月日及び指定書の記号番号又は同法第57条第1項の規定により登録有形文化財として登録された年月日及び登録番号を記載してください。

3 寄託先美術館に関する事項

① 名称	
② 所在地	

4 新たな寄託先美術館に関する事項

① 名称	
② 所在地	
③ 新たな寄託先美術館の設置者に対する寄託予定年月日	令和__年__月__日

(注) 申請時において、新たな寄託先美術館が未定の場合には、①欄及び②欄には「未定」と記載してください。

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

※	通信日付印の年月日	(確認)	猶予整理簿	検算	整理簿番号
	__年__月__日				

(裏)  
記載方法等

この承認申請書は、特定美術品についての相続税の納税猶予の適用を受けている人が、その特定美術品に係る寄託先美術館について、その登録の取消若しくは抹消又はその指定の取消（以下「取消等」といいます。）がされた場合にその取消等の日から1年以内に新たな寄託先美術館の設置者にその特例美術品を寄託する見込みであることにつき所轄税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この承認申請書の提出期限はその取消等の日から1月以内<sup>※1</sup>です。

また、この申請書には、「寄託先美術館について、上記の取消等が生じた旨」及び「上記の取消等が生じた年月日」を明らかにする書類を添付して提出してください。

※1 この期限までにこの申請書を提出しない場合には、その取消等の日から2月を経過する日をもって、納税猶予期限が確定します。

2 この承認を受けようとする特定美術品が複数ある場合には、その特定美術品ごとに、承認申請書を作成してください。

(注) ①「登録の取消」とは、博物館法第14条第1項の規定により登録を取り消された場合をいい、②「登録の抹消」とは、同法第15条第2項の規定により登録を抹消された場合をいい、③「指定の取消」とは、博物館法施行規則第24条の規定により博物館相当施設の指定が取り消された場合をいいます。